２０２６年1月１７日

令３－９

肢ア

既発を利用する意思がなくても成立する。

客観的な違法性を見て，通常の故意で足りないときに，主観をたすイメージ。

甲自身が，過失で引火させている。同僚が仮眠中であり，重大な結果の危険を認識している。客観の違法性大きい。通常の故意で，現住建造物等放火罪は成立する。

肢イ

殺意はない。殺人罪成立しない。

保護責任者遺棄罪。不作為の置き去り。

死まで因果関係あるか。あれば，これなし。

あれをやれば，十中八九救われるのに，それをしなかった場合，不作為と結果との間に因果関係を肯定。本件の場合，確実であった。因果関係あり

肢ウ

保護責任者遺棄罪。身分上，引受行為をしている。身分がある。そのうえで，作為による移置。保護責任者の身分は，法令，契約，条理などで発生。

肢エ

告知義務はある。詐欺罪成立。不作為の詐欺。

作為義務が生じる，地位にあるか。継続的な契約，信義則上の義務あり。詐欺成立。

実際，犯罪を成立させないと法益保護の目的が図れない。

肢オ

死体遺棄，その場に放置しただけの場合，成立しない。仮に成立させると逃げたときにほとんど成立することになる。適法行為を期待するのは無理。

罪状としても発見されないように移動した場合，処罰されるべき。

令３－１０

見解A，B，C，Dを読んで判例の見解はAであることを確認
Aのあてはめをしていく

A　事例Ⅰ
困らせる目的で隠している。経済的利用処分する意思ない。
窃盗罪不成立・器物損壊罪が成立。

肢１が切れる。

A事例Ⅱ
一時的に自転車使用。５分，１００ｍ　。使用窃盗，窃盗罪成立しない。
権利者排除意思ない。

肢２が切れる。

Ｂ事例Ⅱ
権利者排除意思ない。使用窃盗，窃盗罪成立しない。

肢３が切れる。

Ｂ事例Ⅲ
得票数増やす目的。Ｘ市選挙委員会の投票用紙を投票所から持ち出しいる。
不正は認められない。所有者の意思として振舞っている。
成立。
Ｄ事例Ⅲ　窃盗罪成立。不法領得の意思不要とする見解，もっとも窃盗罪成立が広い点から判断。

肢４正解

Ｃ事例Ⅰ
経済的に利用処分する意思ない。窃盗罪成立しない。

解答に必要な部分を検討する。

令３－１１

没収，刑罰の証拠を保全するイメージだとわかる。また利益を残さないという目的もあると思われる。また，実務上，刑事裁判の過程で押収されたものが没収される。

肢１

没収，付加刑，主刑がないとダメ。無罪であれば保全の必要ない。

肢２

追徴は，没収できないときの換刑処分。

確かに，直接得たのは貴金属。したがって，現金は別。刑とは関連性がないとして，追徴ということにならないか。

価格。貴金属の価値が高い場合，実際に得た現金より多く徴収される恐れあり。

証拠の保全も鑑みると，現金も含めて報酬とみる。これがあれば，犯罪による利益がなくなる。

肢３

強制性交が，判例当時，親告罪であったことは確認したい。現在では，親告罪ではないが，密行性が高い。被害者の処罰を求める行動が必要と思われる。確かに，ビデオカメラは，犯行に使われたものとは違う。殺人罪の凶器などをイメージすれば，違うことはわかる。しかし，刑を重く処罰するための重大な証拠になることは明らか。計画性が高いので。

証拠の保全の必要性高い。犯罪目的達成するうえで，供用した者として没収の対象となる。

肢４

任意的没収，必要的没収とはならない。ケースバイケースで柔軟に判断する。

窃盗罪の盗品を国家が没収するよりは，被害者に返す。被告人の家族に残すなどの事情が考えられるだろう。

肢５

原則，犯人の所有に限られる，１９条２項。没収により，相手方の所有を奪うことになるから。保全の必要性もそうだが，財産権も大事。しかし，例外として，他人が情をもって取得した者は没収できる（１９条２項ただし書)。

細かいことを知っている人はいない。ただ想像するに，一切できないのは，没収の目的を図る上で，問題あることは想定できるように思われる。

令３－１２

肢ア
　侮辱教唆が成立することはない。正犯でも，侮辱罪，拘留又は科料
　教唆まで処罰すると広がりすぎ。可罰的違法性の問題

肢イ
　名誉毀損罪，成立することはある。弁護活動のためだから，違法性が阻却されるのでは。
　阻却されるには，社会的に相当な行為である必要がある。

　行為無価値，結果無価値を意識する。実質的に判断して阻却されるかを決する。

肢ウ
　毀損して，現実に害されていなかったとしても，名誉毀損罪成立。
　文理上はあたらないと思えるが，刑法の目的が達成されない。
　刑法の目的，社会的相当性を逸脱した行為から法益侵害やその危険性の発生を抑える点にある。結果が発生していなくても，危険性がある以上，処罰しなければ刑法の目的が達成しないこととなる。
　処罰する必要あり。「毀損した」の文言。抽象的危険犯，抽象的な危険の発生をもって，法益侵害の結果と見る。
　犯罪成立。

肢エ
　私生活，公共の利害に関する事実にあたらないが筋。
　不都合，常にあたらないと，表現の行為が制限される。
　影響力などを考慮すれば，公共の利害にあたる場合もある。社会的に相当な表現行為を保護する。

肢オ
　何をもって社会的相当するか。個人レベルで発信する場合，そのレベルで調査すればよいのではという疑問もあるが，それで違法性阻却されると，法益保護が図れない。

　一般人を基準に社会的相当かどうかで判断

令３－１３

甲に殺人未遂罪を認める論拠として適切なものを探す。
事例は，利用者甲の行為はあるが，被利用者の行為はない。

肢ア
被利用者基準説に立つと，この場合，甲に殺人未遂罪は成立しないと異なる。
殺人未遂罪が成立するという，本件の考えは妥当しない。

肢イ
申し込んだ時点で，ほぼ確実。
そう考えれば，利用行為の段階で，危険性が発生したといえる。
殺人未遂罪，成立。

肢ウ
実行の着手を，計画上，なすべき行為を行った時点とすれば，利用行為に着手をもってこれる。殺人未遂罪，成立

肢エ
自ら実行する場合で殺人未遂罪が成立するには，乙宅の到着が必要。本件は，届いてない。したがって，乙宅到着がないので，殺人未遂罪が成立しない。

肢オ
既遂との関係で時間的に切迫した危険の発生が必要。本件の場合はない。未遂

令３－１４

肢ア

証拠隠滅罪の教唆は成立する。正犯にならないが教唆になるか。

処罰の必要性高い。他人を巻き込まないことまでは，期待可能性がないとはいえない。

肢イ

証拠隠滅は，成立するが。処罰阻却事由になる。任意的免除。適法行為の期待可能がない。政策的免除

肢ウ

刑事事件，民事のものを燃やしても成立しない。民事の執行を免れる行為で，刑罰。

自由刑が科されるのは，処罰が重すぎ。

肢エ

偽証の教唆が成立。証拠隠滅より重い。刑事司法作用への影響も大きい。

肢オ

捜査が開始されていない段階でも，証拠隠滅罪成立。保護すべき，国家法益がないのではないか。危険な行為を防止できない。抽象的危険の段階で，既遂として処罰する。